

2023 年度

高知医療センター歯科臨床研修プログラム

(管理型 3・2 年コース)

1. プログラムの名称

高知医療センター歯科臨床研修プログラム（管理型 3・2 年コース）

2. 研修期間

2023 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで（2 年間）

3. プログラムの目標と特徴

1. このプログラムは、歯科医師免許取得後 2 年間の初期研修のためのものである。
2. このプログラムは、歯科医師として必要な基本的知識、技術および態度を習得することを目的とする。
3. このプログラムは、国の「臨床研修の到達目標」を満足させると同時に、別に定める臨床研修のそれぞれの科目について到達目標を定め、指導歯科医による達成評価と研修歯科医による指導歯科医評価のそれぞれの評価によって、より適切な研修指導方法がそれぞれの研修歯科医に対してとれるように配慮をしている。
4. このプログラムの特徴は、プライマリ・ケアに重点をおいた総合診療、救命救急診療および他医療従事者との協調によるチーム医療を、効率的に展開できる実践向けのプログラム設計である。

4. 指導体制

研修歯科医 1 名に対し、複数名の指導歯科医が担当となる。研修先となる隣接診療科では、研修責任者を中心にスタッフが研修歯科医の教育に協力する。

到達目標の不足などの場合は研修管理委員会の指導のもとで、当該科目の再研修を行う。再研修計画は臨床研修管理センターが研修管理委員会に提出し決定する。研修管理委員会は臨床研修管理センターから提出された再研修計画を承認する。

5. 指導歯科医等責任者・指導歯科医等の業務

1. 研修歯科医に対して、研修プログラムに基づく研修指導にあたる。
2. 外来、回診、症例検討会、抄読会、レクチャー等の教育に関する行事について、事前にスケジュール表を研修歯科医および臨床研修管理センターに対して提出する。
3. 研修プログラムに関する提言等を臨床研修管理センターに対して行う。
4. 研修歯科医の日々の問題の解決、研修指導スケジュールの調整、個別指導などは、歯科口腔外科指導歯科医等責任者が行う。
5. 研修歯科医が習得すべき知識、態度、技能について、別紙に基づいた評価を行う。

6. 研修歯科医の基本的条件設定

- (1) 研修歯科医は、歯科口腔外科の所属とし、歯科口腔外科を起点に各研修部署に異動することとする。
- (2) 歯科口腔外科は、研修歯科医の日々のローテーション管理などについて責任を持ち、関係する研修診療科等と調整をする。
- (3) 研修コース（例）

1年次（基本習得）

歯科基本研修(1) 6ヶ月 → 歯科基本研修(2) 5ヶ月 → 総合診療科 1ヶ月

※歯科基本研修(1)、(2)には、高知市保健所において行われる研修が含まれる。

※歯科基本研修(1)には医科研修医と共に受けるオリエンテーションが含まれる。

※歯科口腔外科研修、総合診療科研修では希望によりべき地診療所研修を実施する。

2年次（基本発展）

歯科（口腔外科）ステップアップ研修(1) 4ヶ月 → 循環器科／救命救急科／麻酔科のうちの希望科（各1ヶ月） → 地域研修1ヶ月 → 歯科（口腔外科）ステップアップ研修(2) 4ヶ月

- ※ 医科研修および地域研修は研修歯科医の希望および研修状況により調整する。
- ※ 救命救急科および麻酔科研修の時期については同時期の医科研修医との調整が必要な場合がある

（4）研修内容

1年次 12ヶ月

- (1) 歯科全般の基礎を中心に研修し、基礎的知識、診断、治療技術を学ぶ。
 - ・外来患者に対し、問診・診察・検査を行い、それらを総合的に評価して的確な診断を行い、治療計画が立案できる能力を養う。
 - ・歯科臨床で頻度の高いう蝕および歯周炎を中心に、保存、補綴、口腔外科あるいは小児歯科など、感染予防や医療安全の原則を踏まえ、歯科全般を統合した診療知識と技術を習得する。
 - ・口腔外科疾患の基本（外来・入院患者）を学び、全身疾患に対する理解を深める
- (2) 総合診療科にて、医科におけるプライマリ・ケアやチーム医療の重要性、各診療科の役割を学ぶ。
- (3) 当センター地域医療連携室の運営および総合診療科研修を通して、地域医療の実態や医療連携の重要性について学ぶ。
- (4) 高知市保健所における保健所業務を理解し、歯科保健活動等への参加を通して地域歯科保健活動の意義、重要性について学ぶ。

2年次 12ヶ月

- (1) 歯科診療全般のさらなる技能習得と共に、口腔外科疾患（外来・入院患者）の基本的な手術手技や口腔管理の実際を習得する。

- (2) 障害者歯科、顎関節、口腔ケア、口腔腫瘍などの専門外来の特殊性を理解し、必要な基礎技能を学ぶ。
- (3) 循環器科において、歯科臨床上必要な循環生理の基礎や病態を学ぶ。
- (4) 救命救急科において、救急蘇生、顎顔面外傷患者に対する基礎的対応を学ぶ。
- (5) 麻酔科において、周術期における全身管理の基礎を習得する。
- (6) 地域研修において、訪問歯科診療、介護施設等における多職種チームの役割を学び、離島やへき地における地域医療を経験する。

1年次は、歯科医師として基本的な医療倫理、知識および技能を修得し、プライマリ・ケアを遂行できる能力と態度を有する臨床医を養成する期間とする。外来および病棟での研修を通じて研修プログラムで定められた一般目標と行動目標の習得に努める。

2年次では、将来の専門分野（口腔外科、障害者歯科、有病者歯科医療など）をある程度意識し、より広範囲の歯科医療の習得に努めると共に、隣接診療科3科の研修を行う。

7. 協力型（II）臨床研修施設での研修

地域研修は以下の協力研修施設で行う。

施設名・所在地	臨床研修	事務部門
	施設長	の責任者
医療法人 泰和会 森本歯科診療所 〒783-0004 南国市大そね甲 1218 番地	前田 好正	前田 好正

8. 臨床研修協力施設での研修

地域保健・医療研修を以下の協力施設で行う。

名称	責任者	期間
高知市保健所	保健所長	1週間程度

9. 教育に関する行事

- (1) すべての研修歯科医は、研修開始時に行う研修オリエンテーションを受講する。
- (2) 臨床研修管理センターが開催する、あるいは指示する教育に関する行事には、すべての研修歯科医が参加する。

(1) 研修医セミナー（月1回開催）

医科研修医・研修歯科医の希望を中心にセミナーが企画・開催されている。（医科、歯科共通）

(2) 症例検討会等

毎週歯科口腔外科で行われる症例検討会（火・木）および抄読会（金）ならびに病診連携を行っている歯科医師会の先生方との勉強会（偶数月の第4月曜）

(3) 講習会・研究会等

院内外で行われる講習会、研修会、CPCへは積極的参加が推奨される。

(4) 学会発表

当該研修では2年目に演者として発表する機会を設ける。

(5) 接遇などについての研修

(6) 病院統合情報システム（電子カルテ）の研修

(7) 診療情報管理や医療保険についての研修

(8) 医療安全や感染対策に関する研修（年2回必須参加の義務あり）

(9) 院内医療チーム研修

NSTチーム、摂食・嚥下チーム、ICTラウンド、医療安全カンファレンスに各チーム年1回以上参加する（必修）

10. 研修評価

(1) 研修評価

①研修の症例確認は、DEBUT（オンライン歯科臨床研修評価システム=Dental training Evaluation and taBUlation sysTem）を用いて行うこととし、指導歯科医は研修歯科医からの登録に対して確認を行う。

②修了判定の評価

研修プログラム責任者は、別紙2プログラムの「修了判定の評価基準」に従い各項目ごとに評価を行う。

(2) 多職種評価（360度評価）別紙1参照

研修プログラム責任者は、年1回多職種評価を実施し、研修歯科医へのフィードバックを行う。

(3) 修了判定

以下の要件をすべて充足していること

- ① 別紙2プログラムの「必要な症例数」をすべて充足すること。
- ②「修了判定の評価基準」の評価が、すべて「2. 概ね実施可能である」以上又は「1. 実施した」であること。
- ③多職種評価（360度評価）の評価が、すべて5段階評価中3以上であること。

11. 研修プログラム責任者(指導歯科医責任者)・研修副プログラム責任者・指導歯科医

・研修プログラム責任者（指導歯科医責任者）

立本 行宏（日本口腔外科学会専門医・指導医、

日本有病者歯科医療学会認定医・指導医、

日本口腔科学会（暫定）認定医・（暫定）指導医、

日本がん治療認定医機構がん治療認定医（歯科口腔外科）

高知大学医学部附属病院歯科口腔外科非常勤講師、

朝日大学歯学部非常勤講師、歯科医師臨床研修指導医）

・研修副プログラム責任者

銅前 昇平（日本口腔外科学会専門医・指導医、

日本口腔科学会（暫定）認定医、

日本がん治療認定医機構がん治療認定医（歯科口腔外科）、

歯科医師臨床研修指導医）

・指導歯科医

立石 善久（日本口腔外科学会専門医・指導医、

日本がん治療認定医機構がん治療認定医（歯科口腔外科）、
国際口腔顎顔面外科専門医、歯科医師臨床研修指導医）
原 慎吾（日本口腔科学会（暫定）認定医、歯科医師臨床研修指導医）
福留 麗実（日本小児歯科学会認定医、日本障害者歯科学会認定医、
歯科医師臨床研修指導医）
上田 佳奈（高知市保健所健康増進課、歯科医師臨床研修指導医（保健所））

12. 研修歯科医の定員

研修歯科医 定員 1名

13. 研修歯科医の待遇

（1）身分

会計年度任用職員（常勤）

（2）研修時間等

1) 研修は、週 5 日 38 時間 45 分とする。

2) 研修時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。（時間外勤務あり）

3) 当直回数：なし、ただし自宅待機による呼び出し当番あり

4) 2 年次以降は歯科疾患の患者に対して上級歯科医のオンコール体制で対応する。

5) 年次有給休暇：1 年次 10 日 2 年次 11 日

6) その他休暇：夏期休暇、年末年始休暇、特別休暇、結婚休暇他

（3）給料

1 年次 月額 335,240 円（年 2 回賞与あり）

2 年次 月額 353,220 円（年 2 回賞与、退職手当あり）

（4）手当

時間外勤務手当、休日手当、通勤手当等あり

（5）その他

- (1) 社会保険 : 地方職員共済組合保険、厚生年金保険、労働者災害補償適用（2年目は国家・地方公務員災害補償適用）、雇用保険あり
- (2) 宿舎 : 職員住宅あり（病院から徒歩5分）
※民間住宅へ入居の場合は住居手当支給
- (3) 病院内の個室 : なし（レジデントルームに専用机あり）
- (4) 食事 : 職員食堂（有料）
- (5) 健康診断 : 年2回
- (6) 歯科医師賠償責任保険：勤務医賠償責任保険は任意（病院賠償責任保険には加入）
- (7) 外部の研修活動への参加：可（費用は一部病院負担あり）

14. 募集方法等

- (1) 募集方法 : 公募（マッチングに参加）
- (2) 応募必要書類：履歴書、健康診断書、自己紹介を兼ねた自分の将来像についての作文（400字程度）
- (3) 選考方法 : 面接及び小論文
- (4) 募集時期 : 7月より募集開始
- (5) 試験日程 : 2022年8月28日（日）※予定

15. 問い合わせ先

高知県・高知市病院企業団立高知医療センター 事務局総務課 （担当：青木 由佳）
〒781-8555 高知県高知市池2125番地1
TEL 088-837-6760 FAX 088-837-6766
e-mail kensyucenter@khsc.or.jp

16. その他

研修希望者は募集期間中もしくはマッチング先決定日までに必ず当院見学を行う事が望ましい。

17. 高知医療センター歯科臨床研修プログラム（管理型3・2年コース）到達目標

歯科医師臨床研修の到達目標臨床研修の基本理念（歯科医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令）

臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともにQOLに配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

①人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。

②患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。

③倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。

④利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。

⑤診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

①医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。

②日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。

③医療事故等の予防と事後の対応を行う。

- ④歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ①頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ②患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ①患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ②診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ①適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ②患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ①歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ②多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ①健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ②地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ①医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ②科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ①急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ②同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

- ①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。
- ②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
- ③診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
- ④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
- ⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
- ⑥必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

(2) 基本的臨床技能等

- ①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。
- ②一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。
 - a.歯の硬組織疾患
 - b.歯髄疾患
 - c.歯周病
 - d.口腔外科疾患
 - e.歯質と歯の欠損
 - f.口腔機能の発達不全、口腔機能の低下
- ③基本的な応急処置を実践する。
- ④歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。
- ⑤診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。
- ⑥医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

(3) 患者管理

- ①歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。
- ②患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。
- ③全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。
- ④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。
- ⑤入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ①妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。
- ②各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。
- ③在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。
- ④障害を有する患者への対応を実践する。

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

(1) 歯科専門職間の連携

- ①歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
- ②歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。

③多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

(2)多職種連携、地域医療

- ①地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
- ②地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。
- ③在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。
- ④訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。
- ⑤離島やへき地における地域医療を経験する。
- ⑥がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。
- ⑦歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。
- ⑧入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。

(3)地域保健

- ①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。
- ②保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。
- ③保健所等における地域歯科保健活動を経験する。
- ④歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。

(4)歯科医療提供に関する制度の理解

- ①医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
- ②医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
- ③介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

18. 高知医療センター歯科臨床研修プログラム（管理型3）別紙2参照